

狩猟免許所持者 様

香川県県税事務所事業税課長

狩猟税申告書等の送付について

本県の税務行政につきましては、日頃、格別の御協力をいただきましてありがとうございます。

さて、狩猟者登録を受ける方は、県の税金である狩猟税を納めていただく必要があります。狩猟税の申告書、納付（入）書兼領収証書及び住所を有する市町長発行の証明書の様式を同封いたしますので、御記入のうえ、狩猟者登録手続きの各会場に御持参ください。

持 参 物	必要枚数	備 考
狩猟税申告書	1 枚ずつ	狩猟免許の種類（第一種銃猟免許、網猟免許、わな猟免許、第二種銃猟免許）ごと
納付（入）書兼領収証書	1 部	
住所を有する市町長発行の証明書	1 枚	軽減税率の適用の場合のみ

【軽減税率（狩猟税申告書の「税率区分」2 又は 4）の適用】

○令和 7 年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者のみ適用を受けられます。

○ただし、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者を除く。）については、軽減税率の適用はありません。

【減免措置】（令和 11 年 3 月 31 日まで）

○課税免除 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者（※1）  
対 象 鳥 獣 捕 獲 員（※2） } が受ける狩猟者登録

○特例税率（2 分の 1）の適用

狩猟者登録を申請する日前 1 年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の許可を受けて当該許可にかかる鳥獣の捕獲等をした人又は同許可を受けた者の従事者として鳥獣の捕獲等に従事した人が受ける狩猟者登録

※1：鳥獣保護管理法に基づき、都道府県から認定を受けた捕獲事業者の従事者

※2：鳥獣被害防止特別措置法に基づき、市町長から指名又は任命されて捕獲を行う者

（連絡先）

〒760-0068

香川県高松市松島町一丁目 17-28

高松合同庁舎（3F）

香川県県税事務所 事業税課 狩猟税担当

TEL：087-806-0310

〈参考〉

## 狩猟税

狩猟税は、狩猟者の登録を受けることにより、狩猟できる資格を得ることに対して課されるものです。この税は、鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられる目的税です。

**納める人**（地方税法第 700 条の 51）

狩猟者の登録を受ける人です。（都道府県ごとに課税されます。）

**納める額**（地方税法第 700 条の 52、地方税法附則第 32 条及び第 32 条の 2）

種 類	狩猟税の税率		
	通常の適用税率	許可捕獲者にかかる特例税率	
第一種銃猟免許（空気銃以外の銃器）にかかる狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納めなくてもよい人	11,000 円	5,500 円
	※農業・水産業又は林業に従事していない人で同一生計配偶者又は扶養親族に該当する人は除く		
	上記以外の人	16,500 円	8,200 円
網猟免許又はわな猟免許にかかる狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納めなくてもよい人	5,500 円	2,700 円
	※農業・水産業又は林業に従事していない人で同一生計配偶者又は扶養親族に該当する人は除く		
	上記以外の人	8,200 円	4,100 円
第二種銃猟免許（空気銃）にかかる狩猟者の登録を受ける人		5,500 円	2,700 円

**納める方法**（香川県税条例第 117 条及び 120 条）

狩猟者登録を受ける際、狩猟税申告書に税額に相当する額の県の証紙を貼って納付します。また、現金で納付することもできます。

なお、県民税の所得割を納めなくてもよい人は、住所地の市町長から県民税の税額についての証明を受けて提出してください。

（注意）

県の様式による証明書ではなく、市町の課税証明書を提出される場合は、狩猟税申告書の裏面のフローチャートに記入をお願いします。後日、県税の調査等によって記入した内容が真実と相違していることを確認した場合は、本税を追徴させていただくこととなりますので、御注意ください。